

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紀宝町長 西田 健

市町村名 (市町村コード)	紀宝町 (24562)	
地域名 (地域内農業集落名)	大里地区 (田代集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(現状)

- ・田代集落については、比較的、担い手の世代交代が進んでいるが、それでも後継者の確保が十分ではない。
- ・集落区域内の水利施設等の老朽化が進んでおり、農業基盤整備事業によるパイプラインの再編及び農道等の更新が検討されている。
- ・多面的機能保全活動が実施されており、活動組織である御浜地域環境活動組織により、水路や農道などの定期的な点検や維持保全作業が行われている。

(課題)

- ・一部の農地では地下水が噴き出すなど、集落内の水利が安定していない農地がある。
- ・近年、有害鳥獣、特にニホンジカによる被害が増加している。

【地域の基礎的データ】

担い手農業者:9人(うち50歳代以下5人)

主な作物:柑橘

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・柑橘を中心とした農業経営を行っていく。また、そのなかでも高収益の柑橘への転換を検討していく。
- ・基盤整備については、御浜土地改良区と連携を密にして検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、それ以外の農地は状況に応じて保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
田代集落の農地利用は、御浜土地改良区による利用調整のもと、担い手への農地利用集積を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借が発生した際は、担い手等の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
パイプラインの再編や農道改修等の基盤整備事業を予定している。また、担い手からのニーズがあれば、御浜土地改良区とも連携し、県営中山間地域総合整備事業等の補助事業を活用し、老朽化した農業用施設の基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町内の農業者への集約化を進めていくが、農業者の高齢化、後継者不足により地区内の担い手が不足しているため、広く町内外の農業者を含めた担い手の確保を検討をする。また認定農業者や新規就農者の確保に努め、町・県・JA等とも連携し、農地の幹旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ニホンジカ等の被害が拡大しないよう設置した侵入防止柵を維持管理する。また、御浜土地改良区により周辺の緩衝帯整備を行う。
- ②有機農業の取り組みを推進する。(227a)
- ⑤高収益の柑橘への転換を推進する。
- ⑦山間部周辺などの条件が悪く農業経営が困難な農地については、保全・管理も検討する。
- ⑧農業基盤整備事業によりパイプラインの再編及び、農道の改修が検討されている。それ以外にも県営中山間地域総合整備事業や農地中間管理機構関連農地整備事業等の補助事業を活用し、老朽化した農業用施設の更新を図っていく。